

初診時・再診時に「選定療養費」がかかります

～平成28年4月度診療報酬改定によるお知らせ～

初診時・再診時にかかる「選定療養費」とは「初期の治療は地域の医院・診療所(かかりつけ医)で、高度・専門医療は特定機能病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。

香川大学医学部附属病院は特定機能病院として、地域の医院・診療所(かかりつけ医)からの紹介状(診療情報提供書)を持参していただくことを原則としています。

平成28年4月より、次の患者さんには初診及び再診時にそれぞれ下表のとおり選定療養費をご負担いただきます。

【初診時選定療養費】

- ・ 他の医療機関からの紹介状なしで初診で受診した場合(医師が医学的に初診と判断した場合を含む)

【再診時選定療養費】※ 再診時にかかる選定療養費については毎回ご負担いただくこととなります。

- ・ 再診患者さんの中で、診療情報提供書による病院・診療所等への紹介を受けた患者さんがかかりつけ医の紹介なしに再受診された場合
- ・ 再診患者さんの中で、「かかりつけ医」へ診療情報提供書による紹介を当院より申し出たが、引き続き当院にて診療を希望された場合

【現行】

	初診時	再診時
医科	3,240円	0円
歯科	3,240円	0円



【平成28年4月～】

	初診時	再診時
医科	5,400円	2,700円
歯科	3,240円	1,620円

次の場合は選定療養費のご負担はありません。

- ・救急の患者(救急車で当院に搬送された方)、公費負担医療の対象患者、HIV感染者
- ・他院からの紹介状を持参した場合
- ・本院医療施設の他科を受診中の場合(医科と歯科は別施設になります)
- ・医科と歯科の間で院内紹介した場合
- ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
- ・救急医療事業、周産期事業等における休日、夜間受診した場合
- ・外来受診後そのまま入院となった場合
- ・本院の治験協力者である場合
- ・災害により被害を受けた場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- ・その他、本院が直接受診する必要性を特に認めた場合